

申告期限の延長申請書

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	提出 区分	納 税 地	〒	
	<input type="checkbox"/> 通算親法人が提出する場合	(フリガナ)	電話() -	
		法 人 名 等		
		法 人 番 号		
		(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名		
		代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目	業		

災害その他やむを得ない理由により、決算が確定しないため、又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、法人税法第75条又は第144条の7の規定により

自 令和 年 月 日 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書の提出期限を下記の期日まで
 至 令和 年 月 日

延長したいので申請します。

記

1 申告期限延長の指定を受けようとする期日 令和 年 月 日

2 確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3 その他参考となるべき事項

(注) 定款の定めにより提出期限までに定時総会が招集されない常況にあること等の理由による場合には、「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門		決 算 期		業 種 番 号		番 号		入 力		名 簿 等		通信日付印	確 認
	回付先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 · <input type="checkbox"/> 親署 → 調査課											年 月 日		

(規格 A 4)

申告期限の延長申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、災害その他やむを得ない理由によって、決算が確定しないため又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、法人税の確定申告書をその提出期限までに提出できないときに、法人税法第 75 条又は第 144 条の 7 の規定によりその提出期限の延長を申請する場合（国税通則法第 11 条の規定によって既にその提出期限の延長が認められている場合を除きます。）に使用してください。

なお、定款の定めにより提出期限までに定時総会が招集されない常況にあること等法人税法第 75 条の 2 第 1 項の理由による場合には、「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。

- 2 この申請書の提出期限は、確定申告書の提出期限の延長を申請しようとする事業年度終了の日の翌日から 45 日以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

（注） 通算法人が申告期限の延長の規定の適用を受けようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人がこの申請書を当該通算親法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、通算親法人がこの申請書により確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が当該通算親法人に係る通算子法人の確定申告書の提出期限となります。

- 3 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出区分」欄は、通算親法人がこの申請書を提出する場合にレ印を付してください。
- (2) 「申告期限延長の指定を受けようとする期日」欄には、法人税の確定申告書を提出できると認められる日を記載してください。
- (3) 「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄には、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実又は法人税法第 2 編第 1 章第 1 節第 11 款第 1 目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びにその指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事情をできるだけ詳細に記載してください。
- (4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

- 4 この申告期限の延長が認められた場合には、延長された期間（指定を受けた期日前に法人税の確定申告書を提出した場合には、その提出した日までの期間）について利子税を納付する必要があります。

（注） この申請書により法人税の確定申告書の提出期限の延長が認められた場合には、地方法人税の確定申告書の提出期限も延長されることとなりますが、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

- 5 留意事項

- (1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

- (2) みなし承認

この申請書を提出した場合において、提出期限を延長しようとする申告書に係る事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出期限の延長又は却下の処分がなかったときは、指定を受けようとする期日により提出期限の延長がされたものとみなされます。